



令和8年度実施 地方独立行政法人神奈川県立病院機構
職員採用選考（年度途中採用）
看護職（助産師・看護師）募集案内【第1回～第2回】

1 募集概要

- (1) 職種 看護師・助産師
※ 神奈川県立病院機構の職員として採用されます。
- (2) 採用予定日 採用予定候補日から希望を確認し、合格後に調整のうえ、決定します。
(詳細は、次ページの「2 採用予定日」に記載します。)
- (3) 採用予定人員 若干名
※ 欠員の状況等により変更することがあります。
- (4) 勤務場所 足柄上病院 : 足柄上郡松田町松田惣領866-1
こども医療センター : 横浜市南区六ツ川2-138-4
精神医療センター : 横浜市港南区芹が谷2-5-1
がんセンター : 横浜市旭区中尾2-3-2
循環器呼吸器病センター : 横浜市金沢区富岡東6-16-1
※ 採用後に必要に応じて上記及び本部事務局（横浜市中区本町2-22(令和8年度に市内で移転予定)）の間で人事異動が行われる場合があります。
- (5) 職務内容 県立病院における看護業務等
- (6) 応募資格 次の全ての要件に該当する者
ア 昭和40年4月2日以降に生まれた者。
イ 令和8年4月1日時点で看護師又は助産師の免許を有し、取得免許に係る実務経験（経験年数は問いません）のある者。
ウ 夜勤を含む交替制務が可能な者。
※ 外国籍の人も受験できます。ただし、就職が制限される在留資格の人は、採用されません。
エ 次のいずれかにも該当しない者。
(ア) 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
(イ) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものを除く）。
- (7) その他
○ 勤務場所には、令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の対象となる施設が含まれており、対応を予定しています（詳細は「4 採用者の労働条件等」に記載します）。

【問合せ先】

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 本部事務局人事部人事課 看護採用担当
住所 : 〒231-0005 横浜市中区本町2-22 京阪横浜ビル4階
電話 : (045) 651-1233
ホームページ : <https://kanagawa-pho.jp/>
メール : saiyou-kango.1595@kanagawa-pho.jp

2 採用予定日

- 実施回ごとに、応募時に次の候補日から希望を確認します。

合格後に再度希望を確認し、調整のうえ、決定します（第4回を除く）。

実施回	選考日	採用予定日（候補日） ※ 複数記載の場合は候補日から希望を選択
第1回	令和8年4月25日(土)	令和8年7月から令和9年1月までの各月の1日採用
第2回	令和8年6月27日(土)	令和8年9月から令和9年1月までの各月の1日採用

3 採用選考

(1) 選考日程等

実施回	選考日	合格発表（予定日）
第1回	令和8年4月25日(土)	令和8年5月15日(金)
第2回	令和8年6月27日(土)	令和8年7月10日(金)

※ 第3回を令和8年8月1日(土)、第4回を令和8年10月17日(土)に予定しております。

ただし、第2回選考以降は採用状況により実施しない場合や選考日程を変更する場合があります。

詳細は、ホームページ（<https://kanagawa-pho.jp/kango>）でお知らせします。

(2) 選考方法

- 人物試験（個別面接）

(3) 試験会場

- 神奈川県横浜市内を予定

※ 実施回で異なります。各実施回の応募期間終了後にホームページに掲載するとともに、受験者へ通知します。

(4) 合格発表

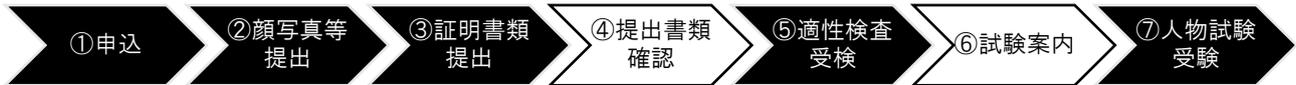
- 可否にかかわらず受験者全員にメール等により試験結果を通知します（試験欠席者を除く）。
- 配属する病院は合格と併せて通知します。
- 当機構ホームページ（<https://kanagawa-pho.jp/kango>）に合格者の受験番号を掲載します。
※ 個人情報保護の趣旨から、受験番号のみを掲載します（氏名は掲載しません）。

(5) 成績の開示

- 試験結果と併せて、受験者全員に対して、成績の総合ランクを開示します（試験欠席者を除く）。

3 応募

(1) 人物試験の受検までの流れ



(2) 応募に係る各種期限

【実施回】 選考日	申込可能期間	書類提出期限(必着)
【第1回】 令和8年4月25日(土)	令和8年3月上旬頃～4月3日(金)	令和8年4月8日(水)
【第2回】 令和8年6月27日(土)	令和8年3月上旬頃～6月12日(金)	令和8年6月17日(水)

(3) 応募方法

- 次の手順で応募してください。「①申込」のみでは受付完了とはなりません(「③証明書類の提出」が完了して受付完了となります)。
- 受験に係る連絡・案内・通知は、「①申込」で登録いただいたメールアドレス宛にメールで行います。受信拒否設定をされている場合は、設定を解除する、又は『kanagawa-pho@snar.jp』及び『@apsite.jp』を受信リストに加えてください。

【申込方法】

- 神奈川県立病院機構ホームページ「看護職募集サイト」から、各実施回の応募ページにアクセスし、お申込みください(パソコン、又はスマートフォンから申込が可能です)。
- 申込には、基本情報(氏名・生年月日・住所・学歴・職歴等)の入力の他に、志望動機(300字以内)、自己PR(150字以内)、興味のある業務(150字以内)の入力が必要となります。



神奈川県立病院機構ホームページ「看護職募集サイト」
(<https://kanagawa-pho.jp/kango>)

①
申込

<留意事項>

- 応募期間外の申込は受付しません。時間に余裕をもって申込をしてください。
- 申込可能期間の終了間際はアクセスの集中により、処理に時間がかかる恐れがあります。また、システムの保守整備等のため、上記期間中にシステムが停止する場合があります。なお、時間は稼働する当機構のシステムの時刻を基準として判断します。
- パソコンや通信障害などによるトラブルについては一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 申込後の内容変更や取り下げは原則認めません。

【提出書類】

(1) エントリーシート、(2) 顔写真、(3) 職務経歴書、(4) 看護師免許証

<留意事項>

○ エントリーシート

- ・ 別添の様式に**自筆**で記載してください。電子データは看護師募集サイトからダウンロードが可能です。

○ 顔写真

- ・ 正面、上三分身、無帽、無背景で6か月以内に撮影（縦横比 4:3、カラー）

○ 職務経歴書

- ・ 別添の様式を基に**パソコン（ワードソフト）**で作成してください。電子データは看護師募集サイトからダウンロードが可能です。

【提出方法】

1 電子データの作成

- 各書類は、スキャナーでのスキャン、又はデジタルカメラ・スマートフォン等での撮影により、**電子データを作成してください。**

2 電子データのアップロード

- 採用マイページに表示されるアップロードフォームから**電子データをアップロードしてください。**

<留意事項>

- 採用マイページは、「①申込」の完了後にログインができるようになります（ログイン方法はメールでお知らせします）。
- 作成する電子データは、次の点を満たすものとしてください。
 - ・ ファイル形式は、**JPG、JPEG、PNG、PDF**であること。
（ただし、**職務経歴書のみDOC、DOCXも可**）
 - ・ カラーであること（白黒は不可）。
 - ・ 記載内容が明確である（文字、数字等が判別できる）こと。特に、撮影により作成する場合には、光の加減や紙面が折り曲がっていないことに留意してください。

【提出書類】

(1) 看護師養成施設の成績証明書

<留意事項>

- 看護師養成施設の成績証明書は、発行後3ヶ月以内のものとしてください。
- 証明書の発行ができない場合は、その旨を記載した証明書を取得してください。

【提出方法】

1 確認フォームへの回答

- 期限までの書類提出を確認します。採用マイページに表示される確認フォームから回答をしてください。
- 次の「2 電子データのアップロード」及び「3 原本の郵送」については、回答に基づいて、次のとおり対応してください。

(1) 「期限内に提出」と回答した場合

- 採用マイページに表示されるアップロードフォームから電子データをアップロードし、原本を郵送してください。

(2) 「事後に提出」と回答した場合

- 回答内容(理由等)を確認のうえ、別途連絡を差し上げます。

2 電子データのアップロード

- スキャナーでのスキャン、又はデジタルカメラ・スマートフォン等での撮影により、電子データを作成し、採用マイページに表示されるアップロードフォームから電子データをアップロードしてください。

3 原本の郵送

- 電子データをアップロード後に、原本を次の送付先まで郵送してください。
(末尾にある送付用宛名をご活用ください。)

【送付先】

〒231-8691

日本郵便（株）横浜港郵便局私書箱第67号

地方独立行政法人神奈川県立病院機構

看護採用担当 行

<留意事項>

- 採用マイページは、「①申込」の完了後にログインができるようになります（ログイン方法はメールでお知らせします）。
- 作成する電子データは、次の点を満たすものとしてください。
 - ・ ファイル形式は、JPG、JPEG、PNG、PDFであること。
 - ・ カラーであること（白黒は不可）。
 - ・ 記載内容が明確である（文字、数字等が判別できる）こと。特に、撮影により作成する場合には、光の加減や紙面が折り曲がっていないことに留意してください。
- 発行者により書類が厳封されている場合は、ご自身で開封し、電子データを作成してください。
- 書類は、原則、証明書類期限までに提出(アップロード及び郵送)が必要です。事後提出は、発行者(学校)の都合等の理由のより、やむを得ない場合にのみ認めます（理由によっては認めない場合もあります）。該当する場合には、「1 確認フォームへの回答」で必ず回答をお願いします。
- 書類の提出は、書類の提出期限までに対応してください。特に、原本の郵送は、書類提出期限必着となります。理由なく期限までに書類が未提出である場合は、原則、人物試験の受験を認めません。

④
書類
確認

- アップロードされた書類の確認を行い、不備があった場合のみ連絡します。連絡があった場合には、再アップロード等の対応をお願いします。対応が完了しない場合には、必要書類未提出とみなし、人物試験の受験を認めない場合があります。

⑤
適性
検査
受験

【受験方法】

- 「④書類確認」の終了後、順次、受験方法を連絡します。当該連絡に従って受験してください。所要時間は5～10分程度です。

<留意事項>

- 連絡は、登録いただいたアドレス宛に『@apsite.jp』からメールを送付する形で行います。ドメイン設定（受信拒否設定）をされている場合は、ドメイン設定を解除するか、『@apsite.jp』を受信リストに加えてください。
- 受験期限を設定します。必ず期限までに受験してください。検査結果は提出書類の1つとするため、期限までに未受験の場合は必要書類未提出とみなし、人物試験の受験を認めない場合があります。
- 選考日の1週間前までに連絡がない場合は問合せ先までご連絡ください。

⑥
試験
案内

【試験案内の通知】

- 「⑤適性検査の受検」の受検確認後、順次、受験番号及び人物試験の詳細（試験会場、集合時間等）を通知します（原則、選考日の3日前までに通知予定です）。

<留意事項>

- 通知は、登録いただいたアドレス宛に『kanagawa-pho@snar.jp』からメールを送付する形で行います。ドメイン設定（受信拒否設定）をされている場合は、ドメイン設定を解除するか、『kanagawa-pho@snar.jp』を受信リストに加えてください。
- 選考日の3日前までに連絡がない場合は問合せ先までご連絡ください。

⑦
人物
試験
受検

【受験方法】

- 「⑥試験案内」での通知に従い、試験会場へ集合時間に来場し、人物試験を受験してください。

<留意事項>

- 試験当日は試験会場で受付を行います。受付終了時間までに必ず受付をしてください。受付がなかった場合は、受験できません（公共交通機関の不通、遅れ等によるものを除く）。
- 人物試験の詳細は、「⑥試験案内」で通知しますが、過年度の試験日程は次のとおりですので、参考としてください（あくまで一例ですので詳細は「⑥試験案内」での通知を必ず確認してください）。

（過年度の試験日程（一例））

受付開始：8時30分

受付終了：8時45分

試験開始：9時15分

解散：人物試験終了後、順次解散（受験者ごとに異なります）。

4 採用者の労働条件等

業務内容	看護業務
雇用形態	正規職員
契約期間	期間の定め無し
試用期間	試用期間あり（6か月）
就業場所	採用後、将来以下の県立病院等への人事異動が行われる場合があります。 本部事務局：横浜市中区本町 2-22(令和8年度に市内で移転予定) 足柄上病院：足柄上郡松田町松田惣領 866-1 こども医療センター：横浜市南区六ツ川 2-138-4 精神医療センター：横浜市港南区芹が谷 2-5-1 がんセンター：横浜市旭区中尾 2-3-2 循環器呼吸器病センター：横浜市金沢区富岡東 6-16-1
就業時間	週 38 時間 45 分（2 交替制または 3 交替制）
休憩時間	1 時間
休日	4 週 8 休、祝日及び年末年始は休日
時間外労働	あり
賃金	4 年制大学を卒業し、看護師経験が 5 年の場合 382,100 円（給料、地域手当、初任給調整手当、夜間勤務手当(準夜、深夜を各 4 回で試算)) 3 年課程を卒業し、看護師経験が 5 年の場合 365,200 円（給料、地域手当、初任給調整手当、夜間勤務手当(準夜、深夜を各 4 回で試算)) ※あくまで例であり、職務経験の内容等により金額が異なる場合があります。 昇給有り。このほか、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。 期末・勤勉手当は、年間 4.65 か月（初年度は採用時期により月数が異なります。） ※ 賃金額は令和 8 年 4 月 1 日見込のものです。
加入保険	雇用保険、共済組合（健康保険、厚生年金保険）、地方公務員災害補償基金
募集者	地方独立行政法人神奈川県立病院機構

特記事項

勤務場所には、令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の対象となる施設が含まれており、対応を予定しています。対応の内容が決定した際は、改めて対象者及び具体的な対応を連絡させていただきますが、本選考合格者へ想定される対応は次のとおりです。

【想定される対応の例】

- ・ 特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を実施すること及び同確認のために国への戸籍等の提出を依頼すること。
- ・ 犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された場合又は戸籍等の提出が行われず、法定の期限までに犯罪事実確認書の交付が行われない場合には、内定取消し事由とすること。
- ・ 特定性犯罪の前科に係る経歴の詐称を「重要な経歴の詐称」として内定取消し事由とすること。

また、本対応に向けた準備として、選考申込時において申込者全員に特定性犯罪の前科の有無を確認させていただきます。

※ 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は後述の参照条文をご参照ください。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※ 第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

【送付用宛名】

郵送の際にご活用ください（切り取って封筒に貼付けしてください。）

〒231-8691

日本郵便（株）横浜港郵便局私書箱第 67 号

地方独立行政法人神奈川県立病院機構

看護採用担当 行

※ 本宛先は、選考応募時の住所となります。

（選考合格後の書類の送付先は異なりますので、予めご了承ください。）

令和8年2月1日 作成

令和8年2月27日 改定